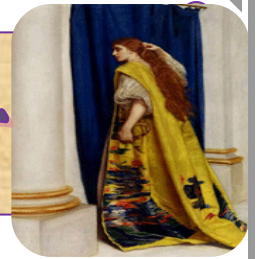




「モルデカイの会」のニュースレター



2015年6月号No.7 [モルデカイの会 事務局](http://mordecai.jp)

(front@mordecai.jp)

民事裁判控訴審（第2審）の判決日が確定しました

「モルデカイの会」代表 加藤光一

民事裁判が始まってから早くも、6年が過ぎました。現在、控訴審（第2審）が進行中ですが、本年4月の口頭弁論（1回で結審となりました）を経て、7月に判決が言渡されます。

判決言渡しは、2015年7月29日、午前10:55から（東京高等裁判所）です。

この日に、セクハラ裁判（第1事件）、パワハラ裁判（第2事件）、名誉毀損裁判（第3事件）の全てに対する控訴審の判決が下されます。



（第1審判決と控訴審について）

セクハラ裁判（第1事件）

第1審判決は、セクハラ裁判原告4名の訴えを全面的に認め、被告卞在昌（「被告ビュン」という）の不法行為（セクハラ行為）を認定した上で、被告ビュンおよび被告宗教法人「小牧者訓練会」（＝国際福音キリスト教会。以下、「被告教団」という）の賠償責任を認め、連帯して合計金1540万円の損害賠償金の支払いを命じました。被告ビュンと被告教団は、判決を不服として東京高裁へ控訴しました。

控訴人 : ビュン+教団(宗教法人「小牧者訓練会」)

被控訴人: 第1審原告A,B,C,D

控訴部分: 第1審で敗訴した部分について、全部

パワハラ裁判(第2事件)

第1審判決は、パワハラ裁判原告の訴えの一部を認めたものの、その証言には被害を誇張している疑いがあり被告ビュンらに対する悪感情を必要以上に強調している節も見受けられるとして、パワハラ被害については被告らの不法行為とまでは認定せず、原告の訴えを棄却しました。パワハラ裁判原告は、判決を不服として東京高裁へ控訴しました。

控訴人 : 第1審原告 E

被控訴人: 教団(宗教法人「小牧者訓練会」)、ビュン、ほか1名

控訴部分: 第1審で敗訴した部分について全部

損害賠償請求金額: 2,000 万円。第1審請求と同じ。

名誉毀損裁判(第3事件)

第1審判決は、被告ビュンおよび被告教団による、セクハラ裁判およびパワハラ裁判における原告らの被害主張はすべて虚偽でありこれらの公開等によって名誉を毀損されたとする訴えを棄却しました。被告ビュンと被告教団は、判決を不服として東京高裁へ控訴しました。

控訴人 : ビュン+教団(宗教法人「小牧者訓練会」)

被控訴人: 第1審原告 A, B, C, D, E + 加藤、毛利、坂本、小笠原

控訴部分: 第1審で敗訴した部分について、全部

損害賠償請求金額: ビュンと教団、各 5,000 万円(合計1億円)。

謝罪文の主要メディアへの掲載も併せて請求。これらは、第1審請求と同じ。



私たちは、この裁判が原告側の完全勝訴で確定し、原告の方々の人権が回復され平穏な日々が1日も早く戻ることを祈り求めています。当初から裁判を応援していただいているみなさまには、心から感謝申しあげるとともに、続けてご支援を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

裁判の経過については、「モルデカイの会」ホームページをご覧ください。

(<http://www.mordecai.jp/>)

会計報告(2014年1月-12月)

裁判当事者による拠出金とみなさまからの支援金(募金)をあわせた 2014 年度の収入を、下記のとおり感謝をもってご報告いたします。

記 2014 年 1 月 - 12 月 合計 3,641,000 円 (累計額 17,808,682 円)